

地域ネットワークニュース

電話0299(93)0294

e-mail mail@kamisushakyo.com

http://www.kamisushakyo.com

第126回
勉強会

成年後見制度の活用とその実際について

神栖市社会福祉協議会 橘田 勝

「成年後見制度」とは、未成年者による契約行為に親の同意が必要のように、認知症や知的障害、精神障害などの原因により、判断能力が不十分な人たちを法律・生活面で支援する制度です。援助してくれる人（後見人等）を家庭裁判所に選んでもらい、後見人等が本人に代わって財産管理（不動産や預貯金等の管理等）や身上監護（福祉サービスの利用や社会資源の活用等）等の法律行為をします。後見人等の役割とは、本人の財産を守ると同時に、本人のために財産を活用したり、福祉施設の入所契約など、さまざまな手続きを本人に代わって行うことです。

このように判断能力の低下後も自分らしく、判断能力があったときの本人の生き方や希望をできる限り実現するのが成年後見人制度です。

判断能力の衰えを本人自らが自覚することは少なく、ケアマネジャーや家族などの身近な支援者が、この事業の必要性に「気づく」ことで、今後の当事者の充実した生活を「築く」ことができると考えられます。

そこで「成年後見制度」について、実際の後見活動から見えてきた実態と、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用から成年後見制度申立に至ったケース、判断能力がある時点で、能力低下後の暮らしや財産管理などについて取り決めておく任意後見制度についてなど、様々な事例を踏まえて説明します。また申し立てまでの流れや手続きの方法、費用などの実際の活用方法についても説明しますので、今後の支援に必ず役に立つ情報が満載です。

包括支援センター、ケアマネジャー、福祉施設職員など多くの方の生活に関わる支援者は必見です。お誘い合わせの上ふるってご参加ください。お待ちしております。



成年後見制度利用支援相談室を開設します！

神栖市社会福祉協議会ではこの4月より、成年後見制度の利用に関する相談や必要な書類、手続き方法についてアドバイスする相談室を開設します。個人情報厳守しますので安心してご相談ください。

開催日：毎月第1・3火曜日
（午前10時～正午、13時～15時）
場 所：神栖市保健・福祉会館
お問い合わせ：神栖市社会福祉協議会
名雪まで（0299-93-0294）

平成20年4月8日(火)午後7時より 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室

第125回
勉強会報告
参加者15名

社会福祉先進国 デンマークの文化と福祉事情

エグメントホイスコーレン補助教員 小原広基氏

デンマークの教育は思考力、発言力、想像力を豊かにすることに重点が置かれ、日本でいう中学2・3年生になるまでは一切テストや成績表もないそうです。日本のように答えを求めるのではなく、答えに導くまでの過程が大切であることを教育を通じて伝えていきます。その教育で培った「力」が「対話力」に繋がっているのだ、と気付かされました。

競争社会（日本）と共生社会（デンマーク）。どちらにも良いところはありますが、コミュニケーションの重要性は世界共通。日本にいると感じることのない世界の広さ、考えや生活の違いを感じることができた貴重な時間となりました。

